

消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 7億525万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 115億3,767万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	生活保護事業	792,898	616,006	16,704	0	3,883	21,964	134,341
	児童福祉事業	4,721,387	2,707,723	737,074	0	124,918	161,835	989,837
	高齢者福祉事業	378,937	0	2,742	0	129,529	34,662	212,004
	障害者福祉事業	1,713,339	727,978	443,703	0	21,580	73,082	446,996
	小 計	7,606,561	4,051,707	1,200,223	0	279,910	291,543	1,783,178
社会保険	国民健康保険事業	640,394	66,849	225,375	0	0	48,926	299,244
	介護保険事業	1,040,116	56,429	28,215	0	1,355	134,074	820,043
	小 計	1,680,510	123,278	253,590	0	1,355	183,000	1,119,287
保健衛生	後期高齢者医療事業	1,104,529	0	187,693	0	0	128,836	788,000
	医療対策事業	507,768	3,649	858	3,300	75,227	59,684	365,050
	疾病予防対策事業	567,832	295,804	2,882	0	34,705	32,944	201,497
	健康増進対策事業	70,474	223	4,462	0	9	9,244	56,536
	小 計	2,250,603	299,676	195,895	3,300	109,941	230,708	1,411,083
合 計		11,537,674	4,474,661	1,649,708	3,300	391,206	705,251	4,313,548

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費(年金、医療、介護、少子化)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。